



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 045-893-4877 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第277号

(創刊 1988.12.14)

2012.10.07.

近づく 18 年目の事業評価！ 監視委員会を傍聴しよう

横環南はこの11月までに3回目の事業評価を受けることになっています。都市計画決定が平成7年4月にされてから法に基づき10年目、15年目と「事業は継続」とし、我々の意見を無視し続けてきました。この間、第1回の同委員会での付帯意見「環境保全対策に努めること」「住民との合意を得ること」だけが事業者と住民の間に横たわったまま、この3年間は大きな進展が得られませんでした。これを打破すべく我々はこの1年間全力投球してきたのです。

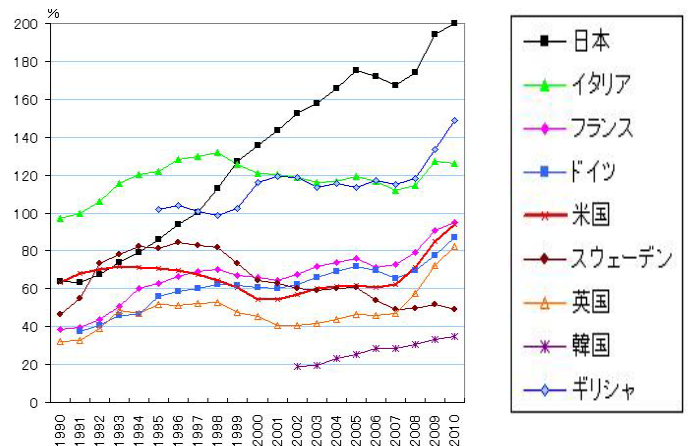
連協ニュース No273 で家田委員長へ「前回の委員会の進め方では納得しない」と要望書を提出したことを報告しました。また委員会用説明資料を作成する国道事務所長に対しても、地震対応など我々の意見を取り入れること、栄区が実施したヤラセアンケートは無効でありこれをもって「地元住民は横環南の早期完成を願っている」と書かないこと、などの要望書を提出しました。現在その意向を組み入れて資料を作成中と聞いています。先のキーワードを捉え前者に対しては公害調停でより妥当な評価法を採用すべきと追及中であり、後者については横浜市長を被告に住民訴訟を係争中であります。国にはもはや財源がありません。世界全体が停滞に向かい日本は未来に向けて再構築を迫られています。東日本大震災からの復興が第一優先の事業であることは全国民が認めるどころです。今まで公共事業に関しては民意が反映されない仕組みを許してきてしまいました。今回の事業評価委員会では簡単に「継続」と宣言させるのを断じて許してはなりません。この事情をよく理解して事業評価委員会に住民のパワーを見せましょう。

残念ながらモニター傍聴しかできませんが、会場を溢れさせ住民の意見をどのように取り入れた議論をするか見守りましょう。もう一押しで努力で中止、凍結に追い込む時です。お力添えをお願い致します。(会長 比留間)

財政危機でも高速道路を作る？

まず、下のグラフをご覧ください。負債残高が断トツなのが我が国です。縦軸は GDP に対する政府の債務残高(借金)の額ですから、先進諸国中で我が国の財政状態が最悪であることが分かります。更に、我が国のカーブは右肩上がりです。このことは、借金がどんどん増えていることを意味し、現に危機的状態に突入していると言えましょう。

(政府負債残高国際比較)



今、ギリシャでは財政危機から脱出するため、公務員の給与や年金支給額をカットし、アルコールや煙草の増税等をしています。

一方、我が国は、4,300億円という巨額を投じて、必要性のない横浜環状南線、公害をもたらす横浜環状南線を建設しようとしています。今こそ、「南線建設計画中止」です。

(庄戸 岩倉)

アンケート裁判を傍聴して

残暑厳しい9月5日、横浜地裁502号法廷で開催された第6回口頭弁論を傍聴した。前回6月20日には横浜市に対し、「横浜環状南線についてのアンケートの設問は誘導的記述で方法論的に極めて不適切な設問方法であり、又、集計方法は数学的あるいは統計学的に誤ったものであることは社会調査の専門家である大学准教授の客観的な意見により明らかである」と指摘した上、平成24年度の事業評価を前にして栄区民の多数が南線に期待しているとのデータを得るがための故意になされた設問であると追及しました。

今回は横浜市側から反論が出ましたが、反論の内容で、「原告側は自分たちに都合のよい特定の学者や教授の見解を殊更に取り出して独善的な意見書を作成したと推察される。すなわち連協ニュース271号に准教授の現地案内&意見交換と明記されていることから准教授が原告らと関わりの深い人物だ。」と決めつけていることに驚きました。意見書の中で引用した二冊の書籍についても著者が同一人物であることを理由に何ら一般性、普遍性が無いとこじつけています。

前回、原告側が専門家の意見により追求しているのですから、被告側も専門家を立てて反論するのが筋の筈ですが、意見について正面から反論するのではなく偏った人物の意見だからアンケートの設問方法、集計方法には何ら影響しないと逃げています。

設問方法について、被告側準備書面4の(2)において”本件設問は、「栄区まちづくり行動計画」に南線の整備促進が盛り込まれていたため、本件区民意識調査で南線の整備について住民への周知浸透を図るとともに、これに対する理解を問うために設問に取り上げられたものである。そのような本件設問の作成経緯からすれば、本件設問の目的を達し適正な回答結果を得るためには、回答者に対して南線の一般的な説明ないし情報を提供した上で回答してもらうことが重要であり、本件設問の設問文はかかる趣旨のもとで作成されたものである。”と記載されています。この事こそ原告側が主張している故意になされた設問方法だということを被告が自ら認めたと看做す

事が出来ると考えます。

原告側は弁護士を立てずに、横浜市の三名の弁護士と戦っています。原告の方々に頑張って頂き、裁判で勝つためにこれからも傍聴席を満席にして応援してゆきましょう。次回は10月22日(月)午前10時30分横浜地裁502号法廷です。(ネオポリス 大橋)

対外活動報告

- 09/05 栄区アンケート問題住民訴訟第6回口頭弁論(被告の準備書面4の陳述)
- 09/05 市情報公開請求内容確認(都市計画課対応)
- 09/08 新月の木セミナー参加1名(小田原)
- 09/10 県公害審査会第6回調停(波止場会館)
- 09/15 首都圏道路幹事会(公害センター)
- 09/24 国交省国道事務所訪問(事業評価監視委員会対応協議,5名)
- 09/24 かながわ大気汚染・道路公害連絡会
- 09/25 NEXCO 東日本横浜工事事務所訪問(情報公開請求資料閲覧)
- 09/25 下北沢都市計計画見直し裁判傍聴(東京地裁、2名)
- 09/28 越智敏弘弁護士他、横環南線視察対応
- 09/29 地震シンポジウム(関東学院大学)
- 10/02 栄区アンケート問題原告準備書面四、及び五を裁判所へ提出

第24回 統一パレード&集会のお知らせ

- 日 時： 11月23日(祭日・金)
パレード：各コース共10時00分 出発
- ・Aコース(集合：本郷台駅リリス前)
⇒図書館前⇒公田小下交差点⇒桂台
⇒集会場所
 - ・Bコース(集合：神戸橋遊水地前)
⇒上之⇒犬山⇒湘南桂台⇒桂台
⇒集会場所
- 集 会：11時~13時
場 所：桂台第五公園(GT本郷台内)

横環南線はいらない！ ことを強くアピールしよう！